

3 勤務時間短縮等の措置について

(1) 制度の普及状況等

① 育児休業制度の規定の有無別、育児のための勤務時間の短縮等措置の制度の有無別事業所割合

	総計	勤務時間短縮等の措置を実施している(複数回答)	短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置	1歳以上の育児休業を对象とする	(%)	
										勤務時間の短縮等ない措置を実施している	無回答
【総計】											
5人以上	100.0 <100.0>	50.6 <40.6> (100.0)	38.5 <29.9> (76.0)	7.1 <8.9> (14.0)	21.6 <21.7> (42.6)	24.1 <22.9> (47.6)	0.9 <0.8> (1.9)	1.3 <1.1> (2.7)	6.1 - (12.1)	49.3 <59.2>	0.0 <0.2>
30人以上	100.0	67.6 (100.0)	48.9 (72.4)	10.1 (15.0)	27.5 (40.7)	35.5 (52.5)	1.4 (2.1)	2.1 (3.2)	10.6 (15.7)	32.4	0.1

事業所総数=100.0%

② 介護休業制度の規定の有無別、介護のための勤務時間の短縮等措置の有無別事業所割合

	総計	制度あり(複数回答)	短時間勤務制度	介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	介護に要する経費の援助措置	制度なし	無回答
【総計】								
5人以上	100.0	43.9 <34.1> (100.0)	38.5 <27.7> (87.7)	6.3 <8.1> (14.3)	18.9 <19.0> (43.1)	1.3 <1.3> (3.0)	56.1 <65.6>	0.0 <0.3>
30人以上	100.0	57.8 (100.0)	50.3 (87.1)	8.0 (13.9)	25.9 (44.8)	2.4 (4.1)	42.1	0.1

事業所総数=100.0%

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

③ 育児のための勤務時間短縮等措置の最長利用期間別事業所割合

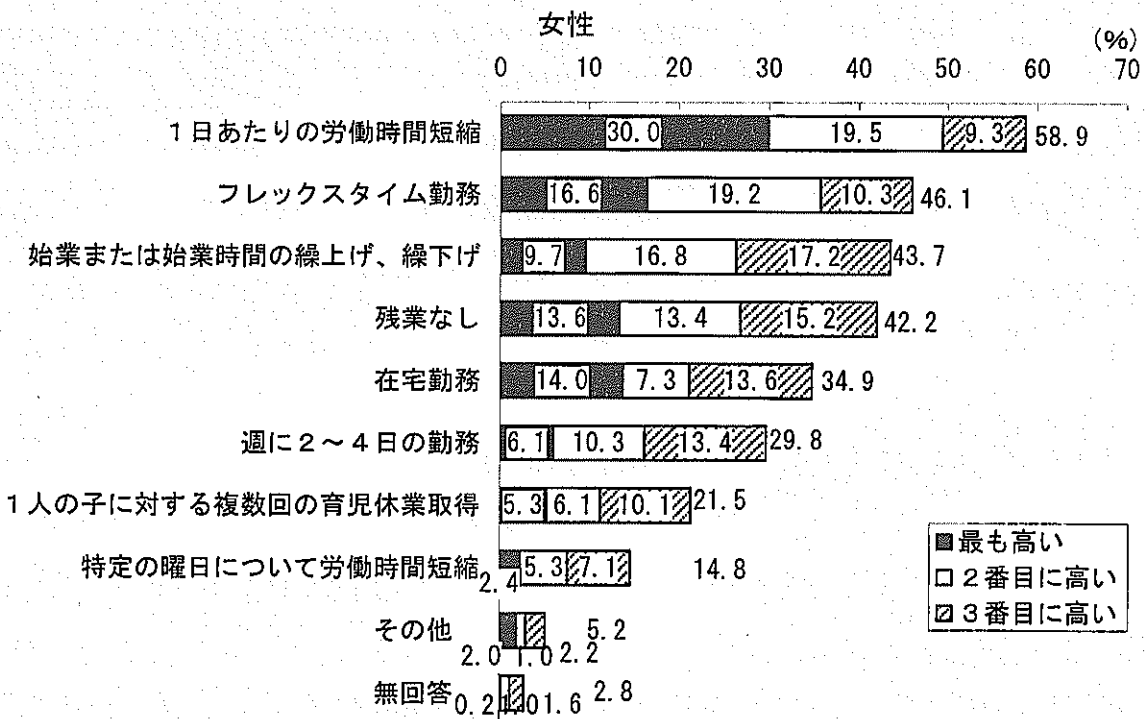
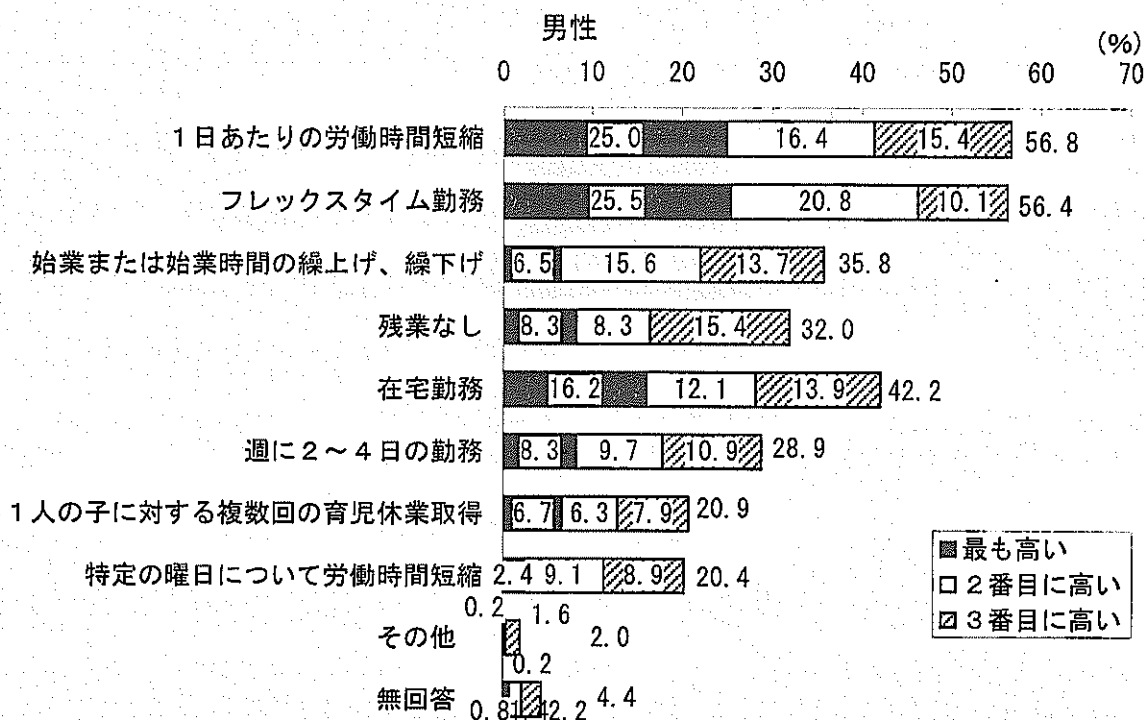
(%)

	総計	措置あり	利用することができる子の年齢の上限 (最長利用期間)					無回答
			1歳未満	1歳以上	「3歳に 達するま で」以上	「小学校 の始期に 達するま で」以上	小学校卒 業以降も 利用可能	
(事業所規模5人以上)								
勤務時間短縮等措置全体	100.0	50.6	21.8	28.7	27.0	9.6	1.2	0.2
短時間勤務制度	100.0	38.5	18.8	19.6	18.8	4.5	0.2	0.0
フレックスタイム制度	100.0	7.1	3.7	3.4	3.3	0.9	0.4	-
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	100.0	21.6	10.3	11.1	10.4	3.6	0.8	0.2
所定外労働の免除	100.0	24.1	9.5	14.4	13.9	5.8	0.4	0.2
事業内託児施設	100.0	0.9	0.2	0.7	0.7	0.3	-	0.0
育児に要する経費の援助措置	100.0	1.3	0.3	1.1	1.0	0.7	0.1	0.0
1歳以上の子を対象とする育児休業制度	100.0	6.1	-	6.1	3.8	0.3	0.0	0.0
(事業所規模30人以上)								
勤務時間短縮等措置全体	100.0	67.6	26.9	40.6	37.9	15.8	3.0	0.1
短時間勤務制度	100.0	48.9	22.2	26.6	24.9	7.4	0.4	0.1
フレックスタイム制度	100.0	10.1	5.0	5.1	4.8	2.2	1.4	-
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	100.0	27.5	13.8	13.6	12.6	4.4	0.6	0.1
所定外労働の免除	100.0	35.5	14.6	20.8	19.8	8.6	0.5	0.1
事業内託児施設	100.0	1.4	0.1	1.1	1.1	0.6	-	0.1
育児に要する経費の援助措置	100.0	2.1	0.2	1.9	1.9	1.5	0.8	0.0
1歳以上の子を対象とする育児休業制度	100.0	10.6	-	10.6	5.6	0.6	0.1	0.0
(短時間勤務制度 規模別)								
500人以上	100.0	63.0	11.7	51.3	49.5	13.3	0.2	-
100～499人	100.0	59.1	20.7	38.3	36.4	10.7	0.5	0.2
30～99人	100.0	46.4	22.7	23.6	21.9	6.7	0.4	0.1
5～29人	100.0	36.4	18.1	18.2	17.5	3.9	0.2	-

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

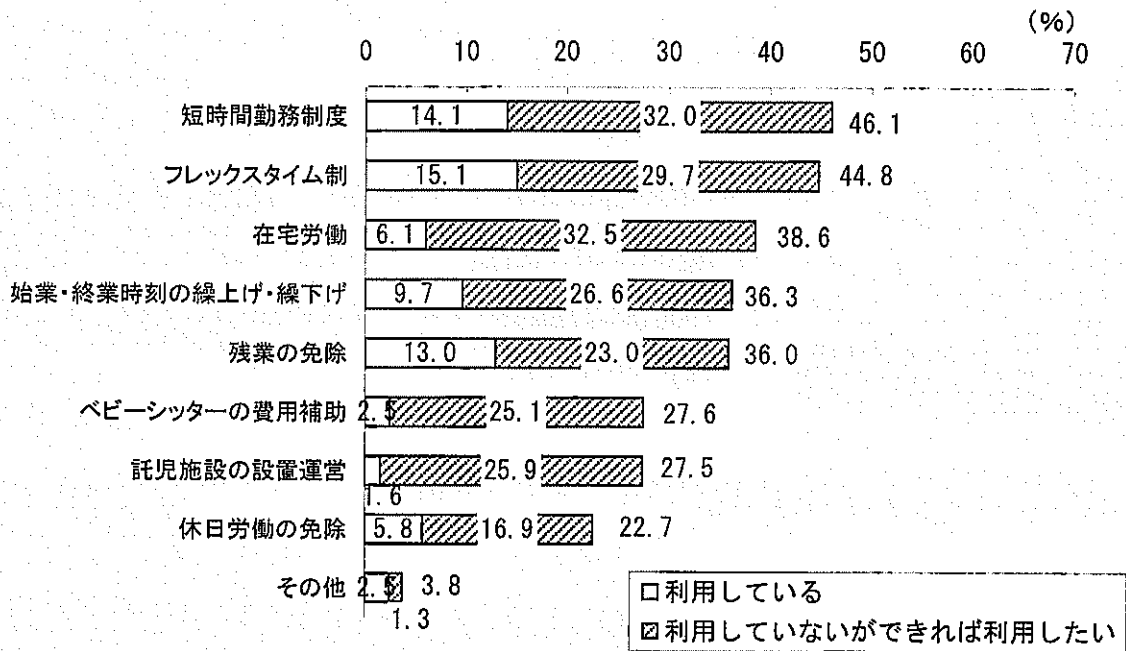
(2) 制度に対するニーズ

① 育児をする労働者のために必要性の高い制度



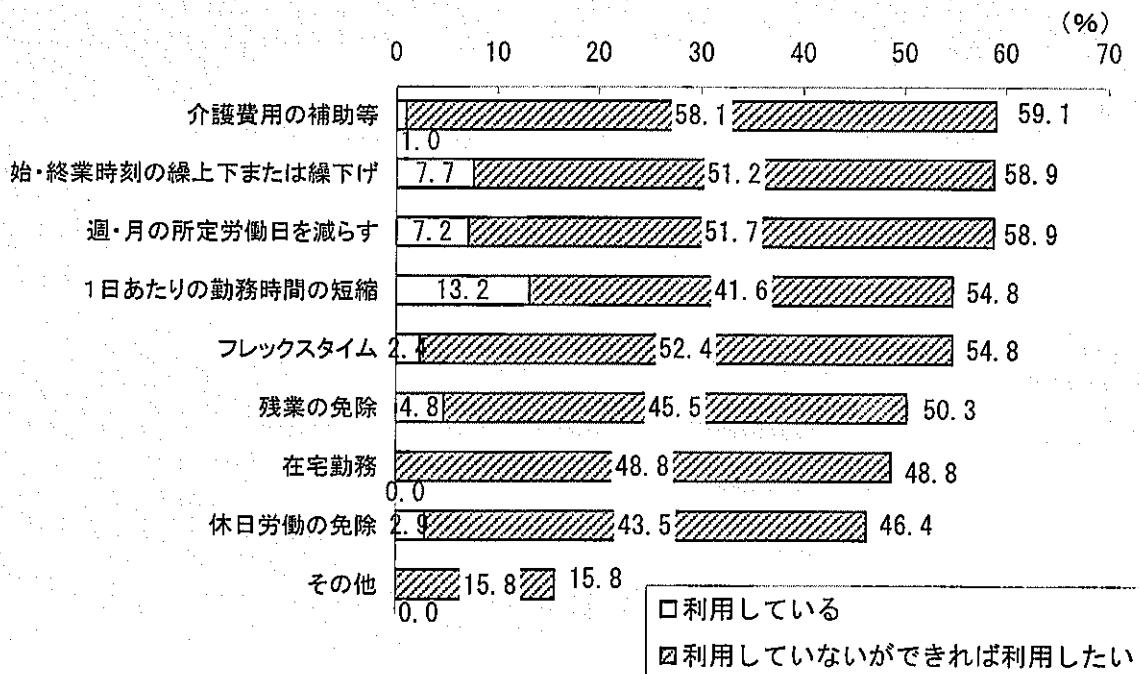
資料出所 ニッセイ基礎研究所「男性の育児休業取得に関する研究会報告書」(平成15年)

② 企業が行う育児支援制度で利用しているもの・したいもの（複数回答）



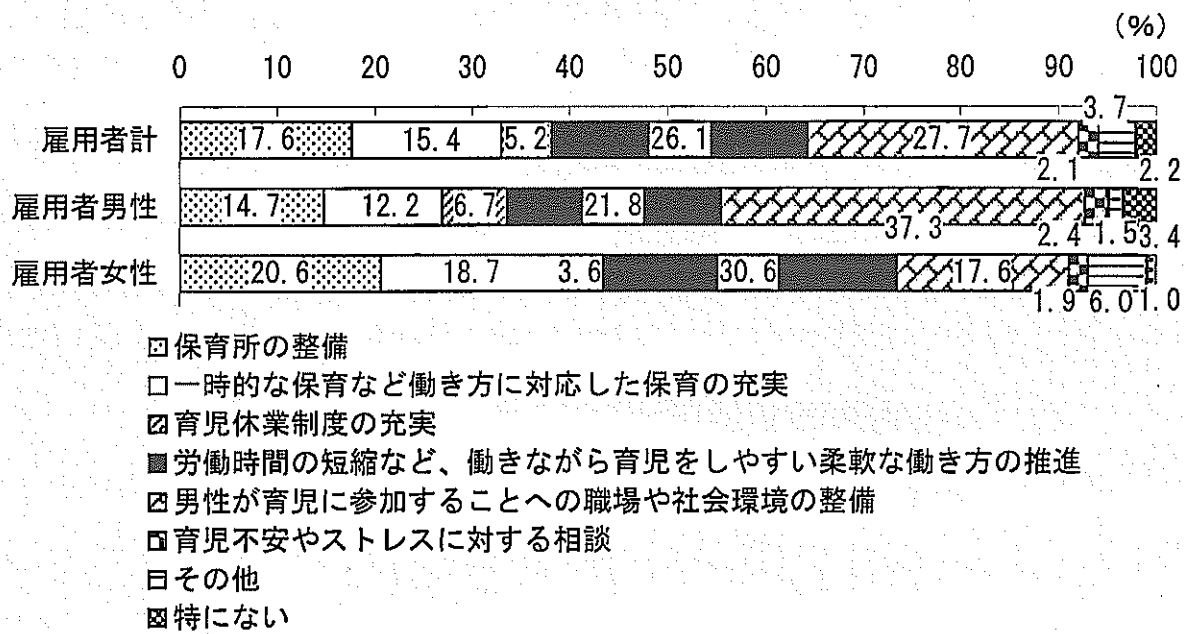
資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）
 (注) 就学前の子どもがいる雇用者に聞いたもの

③ 企業が行う介護支援制度で利用しているもの・したいもの（複数回答）



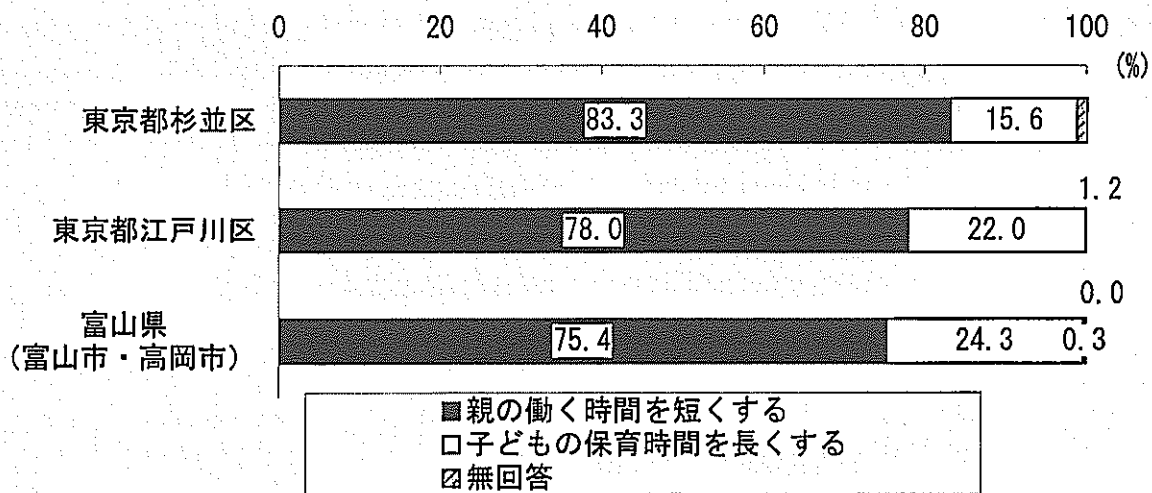
資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）
 (注) 40歳、50歳代の雇用者で介護経験者に聞いたもの

④ 仕事と育児を両立しやすくするために推進すべきと考える施策



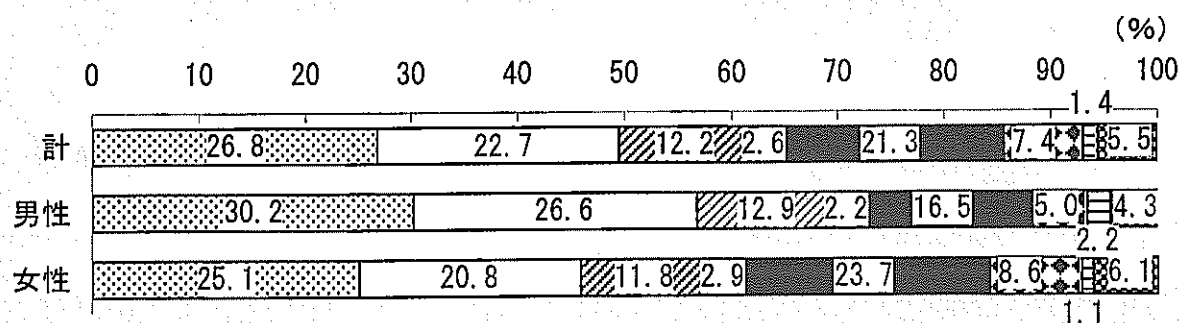
資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)
 (注) 就学前の子どもがいる雇用者に聞いたもの

⑤ 支援策に対する考え(労働時間と保育時間)



資料出所 日本労働研究機構「育児休業制度に関する調査研究報告書」(平成15年)
 (注) 1. 調査対象は、平成4年4月2日～平成13年4月1日までに第1子を出産した女性
 2. 上記のどちらの考え方に近いかについて聞いたもの。

⑥ 介護と仕事を両立しやすくするために推進すべき施策（再掲）



□ 介護施設の整備・拡大

□ 介護サービスの充実

☑ 介護休業制度の充実

□ 介護休業中の社会保険料の免除

■ 労働時間の短縮など、働きながら介護をしやすい柔軟な働き方の推進

☑ 介護不安やストレスに対する相談

□ その他

☑ 無回答

資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」（平成15年）

（注）40歳、50歳代の雇用者で介護経験者に聞いたもの

4 その他

① 育児のための時間外労働制限規定の有無及び内容別事業所割合

(%)

	総計	時間外労働がある	育児のための時間外労働制限規定の有無					時間外労働がない
			規定がある	小学校の就学の始期に達するまで	小学校入学又は10歳まで	小学校卒業又は12歳まで	小学校卒業以降も利用可能	
5人以上	100.0	80.0 (100.0)	(31.6) (100.0)	(93.9)	(2.1)	(0.6)	(3.1)	20.0
30人以上	100.0	87.7 (100.0)	(41.6) (100.0)	(94.0)	(0.7)	(2.1)	(2.3)	12.3

事業所総数=100.0%

② 介護のための時間外労働制限規定の有無別事業所割合

(%)

	総計	時間外労働がある	介護のための時間外労働制限規定の有無		時間外労働がない
			規定がある	規定がない	
5人以上	100.0	80.0 (100.0)	(29.3)	(70.7)	20.0
30人以上	100.0	87.7 (100.0)	(39.1)	(60.9)	12.3

事業所総数=100.0%

③ 育児・介護のための深夜業制限規定の有無別事業所割合

(%)

	総計	深夜労働がある	深夜業制限規定の有無				深夜労働がない		
			所定内労働に深夜労働がある	所定外労働があるのみ	育児のための深夜業の制限			介護のための深夜業の制限	
					規定あり	規定なし		規定あり	規定なし
5人以上	100.0	39.7 (100.0)	(56.1)	(43.9)	(49.0)	(51.0)	(50.1)	(49.9)	60.3
30人以上	100.0	58.8 (100.0)	(62.1)	(37.9)	(54.5)	(45.5)	(54.0)	(45.9)	41.2

事業所総数=100.0%

資料出所 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)

(注) 総計には「無回答」を含む。